

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年7月1日時点	
~2021年6月30日	2021年7月1日~

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>附 則 (令和元年5月31日 NSク第00502610号) (実施期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線制御装置 (U T M型のスタンダードII型 (改正前のスタンダードC型を含みます。)) に限ります。)</u> については、<u>回線制御装置の提供に係る次の提供条件を適用しません。</u></p> <p>(1) <u>U T M型セキュリティサービスは、セット機能の利用を前提に提供すること。</u></p> <p>(2) <u>U T M型セキュリティサービスのセット機能を利用する場合に限り、その回線制御装置を提供すること。</u></p>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編 (平成11年経企第35号) 実施 平成11年7月1日</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>附 則 (令和元年5月31日 NSク第00502610号) (実施期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>削除</u></p>
	<p><u>附 則 (令和3年5月26日 D P Sサ第00788091号)</u> (実施期日)</p> <p>1 <u>この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u> (その他)</p> <p>4 <u>令和3年7月1日付で、NSク第00502610号 (令和元年5月31日) の附則における次の規定を削除し、その規定の適用対象である回線制御装置の提供を廃止します。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線制御装置 (U T M型のスタンダードII型 (改正前のスタンダードC型を含みます。)) に限ります。)</u> については、<u>回線制御装置の提供に係る次の提供条件を適用しません。</u></p>

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2021年7月1日時点	
～2021年6月30日	2021年7月1日～
	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>UTM型セキュリティサービスは、セット機能の利用を前提に提供すること。</u> (2) <u>UTM型セキュリティサービスのセット機能を利用する場合に限り、その回線制御装置を提供すること。</u>